

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について

上 田 本 昌

序 言

身延山第十一世行学院日朝上人（一四二二—一五〇〇）は、『本化別頭仏祖統記』の伝えるところによると、応永二九年に「豆州那賀郡宇佐美の郷」に於て出生され、明応九年六月二五日に東谷覚林坊に於て遷化せられた。¹従って平成十一年は上人五〇〇遠忌の正当となる。

日朝上人の御一代や身延山における業績等については、すでに幾多の先師によって研究され、紹介もなされているところであるが、「身延文庫」には朝師の研究・書写された録内・録外の御書を始め、法華経関係の注釈書として知られている『補施集』や『法華草案抄』を代表として、「三日講」「立正会問答」「例講問答」等の論義に関するものから、趣旨や講評に及ぶ筆録類が数多く保存されている。

そうした中から特に著名なのが、宗祖の御一代に関する伝記を著された『元祖化導記』二巻（上・下）がある。此の書は室町期成立の代表的な宗祖の伝記本として、文明一〇年（一四七八）に成立したものである。しかし残念なことに原本は存在していないが、明応九年朝師遷化の年の四月十八日に、日定によって書写されたものを、順幸が三十二歳の天文十一年（一五四二）二月十四日に転写し、その転写本が伝わっている。

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

此の写本については、高木豊教授がその全文を、寛文六年（一六六六）に栗山弥兵衛によって刊行された『元祖化導記』と校合し、すでに『日蓮教学研究所紀要』の第二号に収められている通りである。そこで爰では高木教授の校合本を基本として、『元祖化導記』の中に引用された宗祖の御遺文についての考察を試みようとするものである。

それによって、朝師はどのような御書を依り所として『元祖化導記』を執筆されたのか、また引用されている御書と『昭和定本』の御遺文との異同を知ることにより、当時の御書が如何ようなものであったかを認識することができることになるであろう。

本 論

先ず『元祖化導記』の上巻には、次の如く三〇箇所にわたって、御書の引用があり、宗祖のご誕生から龍口法難までの、前半に於ける行跡を記述している。

1、元祖聖人の誕生について

「御書云、日蓮ハ日本國仁王八十六代御堀河院之御宇、貞応元年壬午安房國長狭郡東条郷ノ生也。」

と最初に記されている。この「御書云」というのは『波木井殿御書』（定遺一九二五）のことである。「仁王」というのは寛文六年の刊本（以下刊本という）には「人皇」とあり、『昭和定本日蓮聖人遺文』（以下定本という）には「人王」となっている。「八十六代御堀河院之御宇」については、刊本と定本では八十五代となっているが、御堀河院は承久三年（一二二二）から貞永元年（一二三三）までの在位で、「承久の乱」の混乱した世相の中で生きられた八十六代目の天皇である。右の御書に続いて、「後堀河院事」と題し、『王代記』を引用して、後堀河院の出生・即位・

崩御について述べている。次に「父母ノ事」と題して、日蓮聖人のご両親について語り、ご兄弟にも言及している。二番目の御書引用は、聖人のご誕生に関連して、同じく『波木井殿御書』を引き、ご誕生の時節について述べている。即ち

「御書云、仏滅度。当二千百七十一年也云云。」とある。刊本と定本は共に「仏滅後。当二千百七十一年也」となっている。「仏の滅度の後」という意味であるから、意味するところは同一であると考えられるが、「度」と「後」の相異が見られる。

2、御出家に関して次に御書が引用されている所は、聖人の出家に関する記述の所である。即ち

「御書云、延応元年己亥十八歳ニシテ出家云云。」とある。この「御書云」も前と同様に『波木井殿御書』であり、刊本では「十八歳出家」とあり、定本では「十八歳にして出家し、」とあり、送り仮名の相異はあるものの、ほぼ同一とみてよからう。

3、御学問について

「御書云、其後十五年間一代聖教惣シテ内典・外典ニテ巨無ク殘見レ定云云。」

この場合の「御書云」も同様に『波木井殿御書』である。この段は刊本・定本共にほぼ同様で、十八歳で出家して以来、十五か年にわたり内外の学問に専念されたことを述べている一段である。

ここまでの間に『波木井殿御書』のみを四回も引用し、誕生から出家・学問と聖人一代の中の初期に於ける履歴をたどってきたところを見ると、朝師の当時は、聖人の幼少期を伝える御書として、専ら『波木井殿御書』が用いられていたと考えられよう。ご誕生に関する記述としては、『妙法比丘尼御返事』（定遺一五五二）と、『弥源太殿御

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

返事』（定遺八〇七）にもそれぞれ安房の生れとして記されているが、『波木井殿御書』ほど詳しくはない上に、生年も不明である。

したがってご誕生を最も明瞭に記してある『波木井殿御書』を専ら依り所とされて引用されるに至ったものと考えられる。周知の如く同御書は古来真偽説があり、真蹟も伝わっていないので、この御書の説をただちに信用するわけにはいかないが、朝師の当時にあつては聖人の誕生から幼少時代を知る上で、極めて重要な資料を得ることのできる御書として、尊重されていたものとも考えられる。他の御書の中に、誕生から出家・学問に関する詳細な資料となる御書が、見当らなかつたとしたら、この御書に頼るしか方法がなかつたのではないかともいえよう。

4、御学問御発心について

「御消息云」とあつて、今度は弘安元年九月六日の『妙法比丘尼御返事』が引用されている。ここではやや長文にわたつての引用であるが、刊本と定本の間には微妙に相違がみられる。即ち「此度如何、仏種ヲ殖へ生死ヲ離ル、成レ身思候シ程ニ皆人ノ願セ玉フ支ナレハ奉レ馮三阿弥陀仏一幼少ヨリ名号ヲ唱候シ程ノ事アリテ、此事ヲ疑故ニ一願ヲ起ス。」と刊本にはあるが、定本ではこの部分が、「此度いかにもして仏種をも植へ、生死を離る身とならんと思ひて候し程に、皆人の願ハセ給フ事なれば、阿弥陀仏をたのみ奉り、幼少より名号を唱へ候し程に、いさ、かの事ありて、此事を疑ヒし故に一の願をおこす。」となつている。「如何」と「いかにもして」とではニュアンスの違いがある。「なんとかして」というのと「どんなことがあつても必ず」という言葉の違い程に感じられよう。

また「名号ヲ唱候シ程ノ事アリテ」という部分も、「名号を唱へ候し程に、いさ、かの事ありて」となつている。「いさ、か」は少しの意味であるが、聖人にとっては相当に大きな意味を持った「いさ、かの事」ということになる。

この部分は刊本には入っていない。どうして入らなかつたのかは不明であるが、入っていた方が文章としても意味するところが明確で深いものとなる。名号を唱えつつも心にかかることがあつたということを表すために「いささかの事」が必用となつてくるのである。

次に「二十六ヨリ至_テ三十五_ニ廿五年カ間」とあるところは、定本では「二十六の年より三十二に至_ルまで二十餘年が間」となつてゐる。周知の如く日蓮聖人は建長五年四月二十八日の立教であるので三十二歳であつた。刊本によると三十五歳まで鎌倉を始め京・叡山・園城寺・高野・天王寺等の国々寺々を廻つて学問に専念されたこととなる。三十二歳はまだ修学中ということになり、立教は三十五歳以後ということになる。これもなぜ三十五となつたのか不明であるが、恐らくは三十二の書き違いであつたらうと考えられる。尚、寛文六年版の刊本には「三十二」となつてゐる。

次に「仏法ノ中入_ニ委_テ習_ク候ヌレハ謗法申_ト火坑打_テ入_リ」と刊本にあるところは、定本では「仏法の中に入_リて悪_ク習_ヒ候ぬれば、謗法と申す大なる穴に墮_リ入_リて」とある。「委_テ習_ク候」が「悪_ク習_ヒ候」となつてゐるのである。この場合も「委」と「悪」の書き違いかと考えられよう。仏法といへども悪しく習ひ修した場合は、謗法となることを説かれた祖文である。さらに刊本では「成_ニ比丘_ト身持_ニ三百五十戒_ヲ心浮_ニ八万法藏_ヲ候」とある部分が、定本では「比丘比丘尼となりて身には二百五十戒をかたく持ち、心には八万法藏をうかべて候」となつてゐる。即ち刊本では「比丘」のみであるが、定本では「比丘比丘尼」となつてゐる。

この「妙法比丘尼御返事」は真蹟が伝わつておらず、朝師の写本が伝わつてゐるので、この『元祖化導記』には、恐らく朝師が自らの写本を基本として引用されるに至つたものと考えられる。書写の段階ですでに誤写があつたのか、

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

又は写本や転写本を基に刊本を出す時点で相違が生じたのかは、朝師の『元祖化導記』の原本が伝わっていないので、なんともいえないが、①朝師原本↓②日定写本↓③順幸書写本↓④栗山弥兵衛刊本と、原本から時代が流れるに従って、誤写・誤伝が生じてやむをえないことであろう。

5、御弘通発心之支

「御書云、生年三十二歳之建長五年癸丑三月廿八日、念仏無間業也。」と聖人一代における御弘通発心の次第について、再び『波木井殿御書』を引用している。文中に「仏法怨云レント説玉へり。」と刊本に見られるが、定本ではこの部分が、「言ざる者は仏法の怨なりと仏説給へり。」となっている。「言ざる者は」と「仏」の語句が刊本には見当たらない。即ち主語が共に省略されてしまっていることになる。又釈迦仏の前世を語る部分では、「賢誓師子タリシ時ハ獵師ニ身ヲ任ス」と刊本はなっているが、定本では「堅誓師子とありし時は獵師に殺され、」となっている。「身ヲ任ス」という表現よりも「殺され」という言葉の方が明確であるように考えられる。定本ではこの文に続いて、「千頭の鹿王と成りては我身を獵夫に射させては妊胎の鹿を助、」という文が続くが、刊本にはこの一文が欠けている。書写の際に脱落したもののか、或いは意識的に省略したものなのかは不明である。

これに続いて「国主之信玉フ禪ノ天魔ナル由」という一文は、定本では「国主の用給禪は天魔なる由」となっており、少々ながら意味も微妙に相異なることになる。「浄土宗先問大地獄可墮由、」は定本では「浄土宗の無間大阿鼻獄に墮べき由」ともなっており、「大地獄」と「大阿鼻獄」との相違が見られる。

6、弘通御初建長五年三月廿八日

「或御書云、四月廿八日云。」と『聖人御難事』を引用している。さらに「或義云、潤三月ナル故ニ、或ハ四月ト

モ云玉へり云」と付け加えた上で、「或御書云、午時此法門申始、今ハ廿七年云。」と再度「聖人御難事」を引用している。この書は真蹟現存であり、引用の箇所もほぼ定本と間違いない。「清澄寺大衆中」によれば「建長五年四月二十八日」となっているので、朝師はこの御書が身延曾存であるので当然眼にふれたことも考えられるが、「聖人御難事」は中山藏なので、朝師の頃すでになんらかのついで、この御書を手にすることができたものと考えられる。又は当時写本が存在したことも充分考えられよう。

7、立正安国論について

次に「立正安国論」に関連した項では、「御書云、作立正安国論、宿屋禪門使奉入見参。此生年卅九年也。文応元年庚申日蓮立申法門、一偈一句无答人之。」とここでも又「波木井殿御書」を引用しているが、定本ではこの箇所が、「宿谷の禪門を使として奉入最明寺殿見参。此は生年三十九の文応元年庚申歲也。日蓮が立申法門を一偈一句も答る人一人もなし」となっている。「最明寺殿」という見参の相手が刊本では省略されており、また聖人の法門について答える人は「一人も」無しという箇所の省略が見られる。この点も果して省略なのか、脱落なのか、さだかではない。

8、伊東之支

「御書云、生年四十、弘長元年辛酉歲五月十二日伊豆國伊豆庄配流。伊豆八郎左衛門尉預三年也。同三年癸亥二月廿二日赦免。」と同様に「波木井殿御書」が引用されている。定本では「伊豆國伊東庄」となっているが、その他はほぼ同様の文章である。伊豆流罪に関する御書はこの他にも「一谷入道御書」や「報恩抄」並に「聖人御難事」等にも記述が見られるが、生年・伊東八郎左衛門尉・期間等を具体的に記してあるのは、この御書のみであるため、前後

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

の関連をも考慮して引用されるに至ったものとも考えられる。

続いて「弘長二年正月御消息云、此身學門仕支漸罷成廿四五年、法花經信參支僅此六七年以來也。亦信候共、懈怠身上、或學門云、或世間支被望一日纔一卷一品題目也。今去年五月十二日今年正月十五六日至百五十余ケ日程、昼夜十二時法花經修行奉存候。其故、法花經故係成身候、行住坐臥法花經読候へ。受人間生、此程悦何事候へキ。凡夫習苦提心発雖後生願、自思出十二時間一時願候へ。是思出読候。サルニテモ法花經行候。」と『四恩鈔』の一節が引用されている。この御書は朝師自身の写本があるので、身近に見聞されていたことであろう。

ところで右の刊本に相当する部分を定本で見ると、「今年正月十五六日至百五十余ケ日程」の部分が、定本では「今年正月十六日に至まで、二百四十餘日の程は」となっており、「正月十五六日」と両日にまたがっているのに対し「十六日」と断定している。また「百五十余ケ日」については、「二百四十餘日」と大幅な差異が認められる。寛文六年版の刊本でも「今年正月十五六日至二百五十餘箇日」となっている。恐らくはこの部分も定本の表示が正当であり、刊本は誤写によるものと考えられよう。「去年の五月十二日から」というのは伊豆流罪の日からということであり、それから起算して本年（弘長二年）の「正月十六日」までということとは、この『四恩鈔』の述作された日のことを指しているのであるから、旧暦の換算としても「百五十余ケ日」では、計算が合わないことになるであろう。

次に、「妙法比丘尼御返事」を引用して、「御消息云、今日本国既成大謗法国可被破他国見」から始まって、「其後幾程無召還又如經文弥申」までの間、国を救うべく故最明寺入道殿に諫言したが用いられずに、理不尽に伊豆の国へ流される結果となったことを述べている。ここでは刊本も定本もほぼ同様であるが、刊本では「去康元比

取明寺殿申。」となつてゐるが、定本では「去文応の比、故最明寺入道殿に申上ぬ」となつてゐる。「康元」(一一二五六)は建長七年の翌年であり、「文応」(一二六〇)は正元元年の翌年となるので、この間四年もあることになる。もし朝師の写本の通りであるとすると、日蓮聖人は康元元年の頃から、最明寺殿に対して諫暁をされていたこととなるであろう。したがつて刊本でも「私云、建長七年乙卯、康元丙辰、正嘉元丁巳次第セリ。サレバ建長五年以後康元、比類天下諫玉歟。」と記してゐる。定本では「文応」となつてゐるが、これはその次につながる文で、「理不尽に伊豆、国へ流し給ぬ。」という伊豆法難にかかる一連の文とすると、文応が妥当になつてくるので、恐らくはこの伊豆法難との関連で文応としたものと考えられる。

次に弘長三年赦免の後、悲母の病死を助けられ「其後四ヶ年存命シ玉キ」と記された後を受けて、「或御消息云」とあり、『聖人御難事』を引用してゐる。

「去建長五年四月廿八日安房国長狭郡之内東条郷天照太神御厨右大将家立始玉也。日本第二御厨也。今日本第一也、此郡清澄寺申寺諸仏坊持仏堂南面午時此法門申始今廿七年也」となつてゐるが、定本と相異している箇所を出してみると次の如くである。先ず「去建長五年」の次に定本では「大歳癸丑」という干支が記載されている。また「東条郷」のところは定本では「東條の郷、今は郡也。」となつてゐる。即ち「郷」だったのが今では「郡」となつてゐることを示してゐるのである。尚、寛文六年版の刊本にも郡に関する記述は見当らない。御真蹟には第一紙三行目に「今郡也」と明記されてゐるし、一行目には干支も明確に記されてゐるので、この部分は書写の際、共に省略又は脱落したものと考えられる。

9、東条御難之支

『元祖化導記』(上巻)に現れた祖書について(上田)

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

「御書云、如來現在猶多怨嫉況滅度後、日蓮此法門故被_ニ怨嫉_一 亵決定也。」と又ここでも「波木井殿御書」が引用されている。東条小松原法難に関する記述であるが、その中で又定本と相異するところは、日時に關し「十二月十一日」と刊本はなっているが、定本では「十一月十一日」¹⁵である。小松原法難は十一月なので、写し間違えたものといえよう。また「日蓮此法門故被_ニ怨嫉_一 亵決定也。」の部分は、定本では「日蓮此法門の故に怨_ニまれて死_ニんことは決定也。」となっている。「死_ニんこと」という決死の覚悟が定本では明らかとなっている。「被_ニ打漏_一候鎌倉登。」という文までの間に、多少の文章上における相異はあるもののほぼ同じ文意となっている。即ち定本では「自身計りは射れ打れ切候」とあるところが、刊本では「射れ」の部分のみ省略されてしまっている。

この後、引き続きいて「或御書云」とあつて『聖人御難事』が引用されている。「蒙_ニ頭_一疵_ニ左手_一打_ニララ_レヌト云」とあり、定本でも「頭にきず（疵）をかほり左の手を打をらる。」¹⁶と同様の文となっている。前書では聖人自身の受けた難について、「被_レ打被_レ切」とあるのみであるが、この御書では頭と左手に負傷を負ったことが明記されているので、前書を補うかたちでこの御書が引用されていると考えられる。しかし『聖人御難事』は真蹟が中山に保存されているので、「波木井殿御書」を補説するには充分信頼に足るものがあるといえよう。但し、朝師が果してその間のことを考慮しておられたか否かはさだかではない。『聖人御難事』により、聖人の負傷がより具体的になったことは事実である。

次に景信に關連して、「御書云、本安州之者候シカ、地頭東条左衛門尉景信申セシ者、」と『妙法比丘尼御返事』が引用され、景信の為に「東条郡セカレテ入_レ亵ナシ。父母墓_ニ不_レ見_ニ數年也。」と述べている。定本ではこの部分が「東條の郡ふせ（塞）がれて入事なし。父母の墓を見ずして數年なり。」¹⁷と読み易くなっている。要するに景信が念仏者に

方人し、聖人の入郷をこばみ続けていたことがわかるのである。この御書は朝師自身の写本があるので、引用も容易にできたことと推察しうる。

10、蒙古牒状

文永五年後正月に蒙古国より我が国に対して、牒状が到着したことに関し、『宿屋入道許御状』が引用されている。当時強国として恐れられていた大蒙古からの牒状は、幕府を始め国民の間でも、大きな反響を呼んでいただけに、¹⁸⁾ 聖人としても関心の深い問題であった。宿屋入道に対し牒状に関連して、正元二年七月十六日に『立正安国論』を故最明寺入道へ、宿屋入道を介して進覽し他国侵逼の難の予言をしたことを論じたものである。尚正元二年は四月十三日に改元されて正嘉となつてゐるが、同御書では正元を使用されている。

「其後書絶不_レ申不_レ番無_レ極_ニ。」という書き出しで始まるこの御書は、文永五年八月二十二日付で、宿屋左衛門入道殿と宛名が記されている。刊本では正嘉元年の大地震について「只引_ニ諸経_ヲ勸_レ之_ニ」とあるが、定本では「日蓮引_ニ諸経_ヲ勸_レ之_ニ」⁽¹⁹⁾とあり、主語が明確であるが刊本では省略されてしまつてゐる。また末文に至つて、「当可_レ為_レ調伏_ニ西戎_ノ之人兼知_レ之_ニ。将又勸_レ之_ニ為_レ国為_レ神為_レ仏可_レ被_レ経_ニ内奏_ヲ歟。」とあるが、定本では「当可_レ為_レ下調_ニ伏_ニ彼西戎_ノ之人_ト乗知_レ之_ニ論_ニ文_ヲ勸_レ之_ニ。為_レ君為_レ国為_レ神為_レ仏可_レ被_レ経_ニ内奏_ヲ歟。」となつていて微妙な相異が感じられる。即ち「為君为国」が刊本では入れ替つており「論文勸_レ之_ニ」が「将又勸_レ之_ニ」となつてゐる。論文は明らかに『立正安国論』を指していると考えられる。この御書も又朝師の写本が伝わつてゐるので、自身の写本であるから、意の分明な箇所は敢て省略されたものとも考えられるが、語句の先後や省略の箇所から、微妙な文意・文脈の違いを感じとれるものがある。尚、寛文六年版の刊本では「為_レ仏為_レ神為_レ一切衆生_ト」となつており、この御書の日付も「八月二十一日」

『元祖化導記』(上巻)に現れた祖書について(上田)

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

となっており、最後の「恐々謹言」も「恐惶謹言」となっている。定本では寛文六年版と同様に「八月二十一日」²⁰を採用している。

11、文永八年未申状案

平左衛門尉に宛て文永八年九月十二日に出した『昨日御書』が引かれている。龍口法難直前の執筆ということになる。この項では同御書の全文が引用されており、朝師自身の写本が伝わっている。定本を比較して見ると全体の文意には大差はないが、ここでも細かな点まで入れると二十箇所程の文字上における異りがあることがわかる。その主なものだけを拾ってみると、「一乗崇重三國繁昌儀流三眼泉」と刊本にあるが、定本では「一乗之崇重三國之繁昌儀流三眼前」²¹とあつて、「眼泉」が「眼前」となっている。また刊本では「然間聖人捨レ國鬼神成レ噴七難並起」となっているが、定本では「然間聖人捨レ國善神成レ噴、七難並起」とあつて、「鬼神」を「善神」と書き替えられており、正反対の表現となっている。何故に鬼神が善神となつたのかさだかではないが、『立正安国論』では「善神捨レ國而相去、聖人辞、所而不還」²²となつているので、善神・聖人という表し方が、妥当のごとくに考えられる。故に『安国論』では「是以魔來、鬼來、災起、難起」²³と続いている。魔鬼が災難を起すことを指摘している。

また刊本では「邪法邪教之輩悦言三讒奏之間」なっている箇所が、定本では「邪法邪教之輩讒奏讒言之間」²⁴とあつて、悦言と讒言の相異がみられる。これは「讒」を「悦」と読みちがえたものかとも考えられる。同様のことは、「未レ尽三嚴志三可、」と刊本にあるが、これも定本では「未レ尽三微志三耳、」となつている。「嚴」と「微」、「可」と「耳」の読みちがいとも見受けられよう。「何指三國中之良材、哉」とあるところも、定本では「何損三國中之良材、哉」とあり、「指」と「損」の読みちがいともみえる。こうした読みちがい、又は書き違いとも考えられる箇所は、丹念に

拾つていくと意外に多いことに気付くのである。これは朝師の原本が伝わっていないので、なんともいえないが、恐らくは朝師自身が写本を遺しているので、この『元祖化導記』に写し間違いを生ずることはないものと考えられる。したがってこの本を写した時、又は転写・刊本の際に異りが生じたものかとも考えられてくる。

12、就祈雨勝負之支

ここでは「或記云」とあつて、『頼基陳状』を参考にしたといえる記述が見られる。同一文ではないが、趣旨は極楽寺の良観房が祈雨を行うことを知り、七日の内に雨が降った場合は念仏による浄土往生を信ずることにするが、もし降らぬ場合は法華經を信ずべき旨を申し伝えた。しかし遂に七日の内に降らなかつたので、再三使者を良観のもとへつかわし、約束通り「自今以後日蓮、誹謗、玉フナ。」と述べたことが記されている。ほぼ『頼基陳状』の文意に添つた表現となっているが、この段の末文に「上人奉^{マツ}失結構事、不可称計也。文永八年九月十二日、龍口御難併由^ル此等、譏奏者也。」とあつて、祈雨に敗れた良観らの譏奏が、龍口法難の原因となつてゐることを述べている。

これまでの如く、御遺文を直接引用するのではなく、それを基にして文意を伝える形をとつてゐる点²⁴が、この段の特色であるといえる。

次に、「雖未^レ入^レ見參、以^レ事次、申承常^レ習候歟。」という文で始まる「行敏書状之支」では、『行敏御返事』を全文そのまま引用している。但し日付の「七月一日」とあるのは、定本では八日となつてゐる点²⁴が相異なる。続いて「御返状之支」でも、引き続き同御書を引用している。また次の「行敏奏状之支」では『行敏訴状御会通』を引用している。

刊本では「僧行敏謹言上」とあり、「欲早^レ被^レ召^レ決日蓮、摧^レ破邪見、興^レ隆正義²⁵之支」と御書を引き、以下御書に添つ

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

て前記良観との祈雨の件にもふれつつ論を進め、私的な問答ではなく、公場に於いて是非を上奏したい旨を説いたことが記されている。即ち「然則且為_レ弘法興隆」、且為_レ衆生利益被_レ召_二決日蓮_一停止惡義者」とある如くである。ここでも御書をそのまま引用することをせず、要所のみを引いて聖人の龍口法難直前の状況を紹介する形をとっているのである。

13、对奉行人被仰合支

この一段では『種種御振舞御書』の一節を引用し、聖人が奉行に対しての申し分を紹介している。即ち「御書云、念仏者・持齋・真言師等不_レ及_二自身智_一」という箇所から、「太政_入道狂様少無_二憚事_一物狂_」」までが引用されている。この御書については、朝師の写本もあるので手元の御書をそのまま引用書写されたものと考えられる。但し定本では書き下し文になっているが、刊本では漢文体になっているので、わずかながら文章上の相違も見られる。

この点については、次の「文永八年九月十二日御勘氣之支」の一段に於ても同様である。即ち「御書云、平左衛門尉大将、数百人兵共同丸着烏帽子懸、眼噴_声荒。」とあって、「種種御振舞御書」が引用されているが、刊本はこの段でも一部が漢文体となっている。例えば刊本では「見_二日蓮是_一思様、日来思儲タリツル事は也。」とある箇所が、定本では「日蓮これを見てをもうやう、日ごろ月ごろをもひきうけたりつる事はこれなり。」となっている。定本では「月ごろ」が入っているが、刊本には省略されている。これらは文意の上から充分に意を伝えることが可能であれば、一部の語句を略しても差支えない場合とみなしたものとも考えられよう。

次の「九月十二日夜八幡大菩薩誅玉フ支」の一段も、同様に「種種御振舞御書」が引き続き引用されている。「十二日夜武蔵守殿預及_二夜半_一為_二頸切_一鎌倉出」との一文から、「又馬打乗由井浜打出スト云」という八幡大菩薩に起請

の一段となつてゐる。ここでは最初の一行半程が漢文体であるが、それ以後は書き下し文と漢文体とを混入させて書写されている。

14、有頼基御告支

次にこの一段でも『種種御振舞御書』の一節が引用されている。即ち四條金吾へ使者を立て、法難の一件を知らしめた一段である。「御靈前ニ至リ又テ云フ」から、「何約束ヲハ不違ソト申セシ時」まで、左衛門尉兄弟四人が、聖人に付添つて龍口までの道行きを述べた部分が記されている。続いて「其夜恠異支」の段では、同御書の江の島の方より「如シ月光物鞠ノ様ニテ辰巳方ヨリ戌亥ノ方光渡ル」という一節が引用されているのである。しかし刊本では定本に記載されている一部が省略されている。即ち「物光月夜様人々面皆見ユ。兵士者共興寤テ畏、或ハ馬上ニテ有リ障ル者ト。」と刊本にある部分は、定本では「物のひかり月夜のやうにて、人々の面もみなみゆ。太刀取目くらみたふれ臥し、兵共おち怖れけうさめて一町計ヲはせのき、或は馬よりをりてかしまり、或は馬上ニにてうずくまれるもありト」となつてゐる。太刀取りの目がくらんだ状況や兵士達が一町も退りぞいたことなどは刊本に記されていない。定本の表現の方がより具體的で描写も詳しくなつてゐる。

このあと「或記云」とあつて、鎌倉からの使者と龍口からの使者が七里浜にて行き合ひ「日蓮房不可誅之由有之」となり、「依之其夜死罪有リ御延引」となつたことが記され、さらに「或御書云、九月十二日丑時頸座引スヘラレキト」と『妙法比丘尼御返事』が引用されている。²⁸⁾この御書も朝師の写本があるので、「種種御振舞御書」に添えて引用したものと考へられる。

15、依智奉移支

『元祖化導記』(上卷)に現れた祖書について(上田)

『元祖化導記』(上巻)に現れた祖書について(上田)

この段と次の「依智星下支」の段では、共に『種種御振舞御書』が引用され、龍口から依智への道程と、星下りの状況が伝えられている。

先ず「依智奉移支」では、「夜明ナハ有見^{ナド}苦敷進シカ共、兎角無返^モ支。」から始まって、「今夜内熱^ニ海湯^ヘ走^ル参^ルベシトテ罷出ヌ。」までが引用されているが、文中で「本間六郎左衛門尉^ニ家人^ノ。武士共皆各頭^ヲ項^ヲ手^ヲ合^テ申^テ様、此程^ハ何ナル人ニテカ坐覽。」とある箇所が、定本では「本間の六郎左衛門がいへに入ぬ。酒とりよせて、もののおどものにのませてありしかば、各かへるとてかうべをうなだれ、手をあざへて申やう。このほどはいかなる人にてやをはすらん³⁰」となつてゐる。即ち「酒とりよせて」武士達に飲ませた事が省略されている。意識的に削除したものと考えられよう。「化導記」という立場からすると、この一事はどうしても記載しなければならぬということではないと考えられたからではなからうか。また、「依智星下支」では、同じく『種種御振舞御書』が引用されている。

「御書云、注進^シ此人無^シ失人也、今且有^リ許^サセ玉^ヘシ。誤^リシテハ可有^シ後悔^ニ云云。」とあり、その次には「其夜十三日兵士共數十人番^シ大庭^ニ並居^テ候^キ。」と「佐渡御勘気抄」に入り、星下りの状況が述べられ、「付火者持斎・念仏者計^カ支也。其由滋ケレハ不書。」まで引用されている。定本との相異は微妙であるが、刊本では「依智^ニ卅^ニ四^ニ日」とあるところが定本では「二十餘日³¹」とあり、「三百六十余人」が「二百六十餘人」とあつて、「二」と「三」の違いが見られる。単なる写し間違いかとも考えられよう。

結 語

かくして、朝師の『元祖化導記』上巻は、「干時明応九稔庚申卯月十八日書写之 日定書」という一文で終つてい

る。朝師は明応九年六月二十五日遷化であるから、その二か月と七日程前の書写ということになる。『元祖化導記』は最初にもふれた如く、原本が伝わっておらず、日定が書写した写本を、さらに順幸が転写したものが伝わっているため、上来見てきた如く、朝師の原本と同一視するわけにいかないと考えられる所も多々あるといえよう。日定の写本での段階か、又は順幸の転写の段階かで、誤写したのではないかと考えられる所も見受けられる。したがって、

(1) 朝師自身が意図的に御書の一部を省略されたり、趣意的に書き改められた場合。
(2) 日定が書写した際に生じた朝師原本との相違点。

(3) 順幸が転写した際の相違点。

(4) 順幸転写本を刊本とした際の相違点

等の諸点が考えられてくる。いずれにしても寛文六年版の刊本と昭和定本の御書並に転写本との間では、相異なる所が見られるが、右の四点から相異の原因を探ることになる。しかし、朝師の原本が伝わっていないため、真相をたしかめることは極めて困難なことである。

惟に朝師の力量から推して、引用の諸御書は、朝師自身が書写されたものも多く、意図的に繁をさけて一部を省略されたことも十分に考えられることであり、又当時、身延山に在って、身辺にある御書を中心としたことも、当然であつたろうと考えられる。久遠寺を西谷から現在の地へ移転させるといふ一大事業を完成させながらも、こうした御書の蒐集や書写に加えて、膨大な著述を残されたことは偉大な業績であつたといえる。

御書を忠実に編集し、その中から宗祖のご一代に関する御書のみを引用しつつ、『太平記』や『王代記』をもつて補記しながら、完成させていったことは、宗祖の一代を伝える書として、後世に与えた影響も大きいものがあつた。

『元祖化導記』（上巻）に現れた祖書について（上田）

今回は上巻のみを対象としたが、三十箇所の御書の引用の中で、最初の方は「波木井殿御書」が多く、八箇所にわたって引用されている。終りの部分になると「種種御振舞御書」が多くなり、七箇所に引用されている。即ち上巻の引用御書を見ると次の如くである。

| 〔御書名〕 | 〔真蹟・写本〕 | 〔引用回数〕 |
|----------|-------------|--------|
| 波木井殿御書 | 本満寺本 | 八 |
| 妙法比丘尼御返事 | 朝師写本 | 四 |
| 清澄寺大衆中 | 真蹟（曾存） | 一 |
| 聖人御難事 | 真蹟（中山） | 四 |
| 四恩抄 | 朝師写本 | 一 |
| 宿屋入道許御状 | 朝師写本 | 一 |
| 一昨日御書 | 朝師写本 | 一 |
| 頼基陳状 | 興師写本（重須） | 一 |
| 行敏御返事 | 真蹟（駿河・本興寺） | 一 |
| 行敏訴状御会通 | 真蹟（曾存）・朝師写本 | 一 |
| 種種御振舞御書 | 真蹟・朝師写本 | 七 |
| 計十一御書 | | 三〇回 |

右の中で朝師の写本が六書、身延曾存を入れると七書までが、朝師の身近かにあつて、いつも見ることできた御書

である。その他の御書も写本が身延にあつて、参考にするのが容易であつたものと考えられる。

『波木井殿御書』が八回と最も多く引用されている点は、問題が残るようにも考えられるが、宗祖のご誕生から出家・就学・弘通発心といった初期の時期に関するものであり、他に具体的な表記の御書が見つからなかつたので、必然的に引用回数も多くなつていったことと考えられるのである。

以上の事から考えられることは、朝師は『元祖化導記』を著作するに当り、身延山にあつた身近の御書や、自身が写本された関心の深い御書を中心として、広くその他の御書や、御書以外の資料を参考として、宗祖のご一代をまとめ、伝記を世に残したことになり、朝師の原本が伝わっていないことは、誠に残念なことであるが、日定本や順幸本によつて、その全容を知ることができることは、不幸中の幸といふことができる。

尚、下巻は「佐渡国流罪之支」から始つて、身延入山から「弘安五年十月十三日御涅槃・六十一」に至るまでの後半が記されている。上巻で引用された御書の他に、「日妙聖人御書」「法華行者値難事」「千日尼御前御返事」「最蓮房御返事」「光日房御書」「撰時抄」「報恩抄」「富木殿御書」「庵室修復書」「四條金吾殿御返事」といった十御書が引用されているので、上下二巻合わせると二十一御書となる。

今回は紙面の都合もあつて、上巻のみを見てきたが、『元祖化導記』に引用された御書の上から、当時の身延山における伝記に関する御書の内容がほぼ窺えると同時に、朝師による写本の意義もくみとることができるといへよう。前述の如く、久遠寺の大改修移転という大事業のかたわら、こうした祖書の編集や写本、更に著述という功績は、永く後世に輝くものである。

『元祖化導記』(上卷)に現れた祖書について(上田)

(註)

(1) 『本化別頭仏祖統記』

十四—九

(2) 『行学院日朝上人』室住一妙著を始めとして、先師による研究が多い。

(3) 妙法比丘尼御返事

一五三頁

(4) 波木井殿御書

一九二六頁

(5) 聖人御難事

一六七二頁

(6) 清澄寺大衆中

一一三四頁

(7) 波木井殿御書

一九二六頁

(8) 同

一九二七頁

(9) 一谷入道御書

九八九頁

(10) 報恩抄

一二三七頁

(11) 聖人御難事

一六七三頁

(12) 四恩抄

二三六頁

(13) 妙法比丘尼御返事

一五六一頁

(14) 聖人御難事

一六七二頁

(15) 波木井殿御書

一九二七頁

(16) 聖人御難事

一六七三頁

(17) 妙法比丘尼御返事

一五六二頁

(18) 川添昭二著『日蓮と蒙古襲来』

五〇頁

(19) 宿屋入道許御状

四二四頁

(20) 同

四二五頁

(21) 一昨日御書

五〇一頁

(22) 立正安国論

二〇九頁

(23) 頼基陳状

一三五三頁

- (24) 行敏御返事 四九六頁
- (25) 行敏訴状御会通 四九七頁
- (26) 種種御振舞御書 九六二―三頁
- (27) 種種御振舞御書 九六三頁
- (28) 同 九六七頁
- (29) 妙法比丘尼御返事 一五六二頁
- (30) 種種御振舞御書 九六八頁
- (31) 同 九七〇頁

(キーワード・行学院日朝上人・元祖化導記・日蓮聖人遺文)

『元祖化導記』(上卷)に現れた祖書について(上田)